

環境福祉委員会会議記録

環境福祉委員長 飯澤 匡

- 1 日時
平成 18 年 3 月 2 日(木曜日)
午前 10 時 1 分開会、午前 11 時 36 分散会
- 2 場所
第 5 委員会室
- 3 出席委員
飯澤匡委員長、木戸口英司副委員長、佐々木一榮委員、工藤大輔委員、
平野ユキ子委員、小田島峰雄委員、藤原泰次郎委員、小野寺研一委員、高橋比奈子委員、
高橋博之委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
渡辺担当書記、菊地担当書記、高橋併任書記、山崎併任書記、小笠原併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 環境生活部
千葉環境生活部長、稲田環境生活企画室長、
滝川産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長、切金環境生活企画室企画担当課長、
袴田環境生活企画室管理担当課長兼交通安全対策担当課長、
菊池環境生活企画室食の安全安心・消費生活担当課長、熊田環境保全課総括課長、
古川資源循環推進課総括課長、高橋自然保護課総括課長、
太田資源エネルギー課総括課長、松岡青少年・男女共同参画課総括課長、
及川産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室調査追及担当課長、
根子産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室再生・整備担当課長
 - (2) 保健福祉部
赤羽保健福祉部長、藤原保健福祉企画室長、福田保健福祉企画室企画担当課長、
川口保健福祉企画室管理担当課長、福島医療国保課総括課長、
柳原保健衛生課総括課長、菊池地域福祉課総括課長、
奈須川地域福祉課監査指導担当課長、小田島長寿社会課総括課長、
高橋障害保健福祉課総括課長、古内児童家庭課総括課長
 - (3) 医療局

法貴医療局長、岩渕医療局次長兼病院改革室長、佐藤管理課総括課長、
細川職員課総括課長、吉田業務課総括課長、岡山システム管理室長、
八木病院改革室経営改革監、相馬病院改革室医師対策監

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(議案)

議案第 64 号 平成 17 年度岩手県一般会計補正予算 (第 7 号)

議案第 65 号 平成 17 年度岩手県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 76 号 平成 17 年度岩手県立病院等事業会計補正予算 (第 1 号)

9 議事の内容

○飯澤匡委員長 ただいまから環境福祉委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

この際、2月16日の本会議におきまして、当委員会の委員に選任されました小田島峰雄委員を御紹介いたします。小田島峰雄委員、一言ごあいさつをお願いいたします。

○小田島峰雄委員 おはようございます。小田島峰雄でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○飯澤匡委員長 同じく、高橋博之委員を御紹介いたします。

○高橋博之委員 高橋博之でございます。環境と福祉をやりとりに県議会に来ました。どうぞよろしくお願いをいたします。

○飯澤匡委員長 初めに、委員席の変更及び指定についてお諮りいたします。

今回、当委員会の委員になられました小田島峰雄委員の委員席は5番、高橋博之委員の委員席は7番とし、委員席はただいま御着席のとおりといたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり。)

○飯澤匡委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、環境生活部関係の議案の審査を行います。

議案第 64 号平成 17 年度岩手県一般会計補正予算 (第 7 号) 中、第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 3 款民生費及び第 4 款衛生費のうち、環境生活部関係、第 2 条第 2 表繰越明許費中、第 4 款衛生費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○稲田環境生活企画室長 環境生活部の補正予算について御説明申し上げます。

議案 (その 3) の 5 ページをお開き願います。議案第 64 号平成 17 年度岩手県一般会計補正予算 (第 7 号) のうち環境生活部の補正予算額は、3 款民生費のうち 2 項県民生活費の 3,436 万 2,000 円の減額補正と、6 ページにまいるまして 4 款衛生費のうち 2 項環境衛生費

の一部の 14 億 7,687 万 5,000 円の減額補正であります。補正予算の内容につきましては、便宜予算に関する説明書により御説明を申し上げます。

予算に関する説明書の 100 ページをお開き願います。3 款民生費、2 項県民生活費、1 目県民生活総務費の 2,459 万円の減額は、消費生活協同組合金融準備資金貸付金の貸付額の確定などによるものでございます。2 目交通安全対策費の 233 万円余の減額は、交通安全指導費の市町村交通指導員設置費補助の確定などによるものであります。

101 ページにまいりまして、3 目青少年女性対策費の 743 万円余の減額は、いわて男女共同参画プラン推進事業費といわて青年海外交流セミナー事業費の確定などによるものであります。

ページを少し飛びまして、112 ページをお開き願います。4 款衛生費、2 項環境衛生費、1 目環境衛生総務費の 5,128 万円の減額は、循環型地域社会形成推進事業費の産業・地域ゼロエミッション推進事業費補助の確定や、真ん中から下の方ですが、新エネルギー導入促進事業費の確定などによるものであります。

113 ページにまいりまして、3 目環境衛生指導費の当部の関係ですが、13 億 9,197 万円余の減額は、114 ページの方にまいりまして 3 目環境衛生指導費の当部の部分で 13 億 9,197 万円余の減額ですが、これと、それから 114 ページにまいりまして県境不法投棄現場環境再生事業費の確定などによるものであります。4 目環境保全費の 3,102 万円余の減額は、化学物質環境対策費の事業費の確定や環境創造資金貸付金の貸付額の確定などによるものであります。5 目自然保護費の 53 万円余の減額は、いわてグリーンボランティア登録団体活動費補助の確定などによるものであります。

115 ページにまいりまして、6 目鳥獣保護費の 206 万円余の減額は、鳥獣行政運営費の事業費の確定などによるものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。議案(その3)に戻っていただきまして、9 ページをお開き願います。第 2 表繰越明許費のうち当部関係は 9 ページから 10 ページにかけての 4 款衛生費、2 項環境衛生費の 5,466 万 3,000 円の繰越であります。これは、国定公園等施設整備事業と自然公園施設整備事業の繰り越しでありまして、計画調整に不測の日数を要したため、翌年度に繰り越しして実施しようとするものでございます。

以上が環境生活部関係の補正予算の内容であります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○飯澤匡委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○工藤大輔委員 ただいま説明のあった中で、県境不法投棄現場環境再生事業費が、大きく減額補正になっておりますが、その要因並びに現在の進行状況は順調にいつているのかどうか。また、現地並びに住民の方々との関係、地域の不安要素等、それらが新たに出てきているのか払拭されているのかどうか、現状についてお答え願います。

○根子再生・整備担当課長 まず、1 点目の県境不法投棄現場環境再生事業の減額でございますけれども、その大半が廃棄物撤去に係る委託料でございます。それで、その理由の主な

ものでございますけれども、1つは昨年度現地に選別施設をつくった際、現場内に仮撤去した廃棄物、これを優先的に撤去するよう国から指導がございまして、計画よりも普通産廃の方が増加して有害産廃が減ったということで、それにより処理単価が低くなったというのが1つ。

それから、競争入札等によりまして運搬処分の処理単価が低くなったということ、それからあと撤去量でございまして、計画では3万4,500トンという年間撤去量を見込んでおりましたが、公正取引委員会の排除勧告等の影響によりまして、今年度は約3万トン、9割弱の見込みになったということがございます。

それからあと、掘削する際に出る汚染水でございまして、これを外部に搬出して外部処理するということが計画しておりましたが、今年度出てきた汚染水というのが、現地で作っております排水処理施設で浄化できる低濃度の汚染水のため、外部処理費用が不要となったといったような要因があり、今回の減額となったものでございます。

今年度は選別施設を活用した本格撤去の初年度に当たりまして、これまでの実績がなかったものであり、当初予算との乖離が生じてしまったというふうに思っております。来年度の当初予算の編成に当たりましては、今年度の実績を踏まえて精査の上、実態に即した予算となるよう留意しております。

それから、この事業につきましては、早期全量撤去というのが住民の皆さんの最大の願いでございまして、毎年度の最大限撤去できる、そういった量の計画を立てまして、それに必要な予算を計上する必要があると思っております。ただ、不法投棄廃棄物の撤去という不確定要素がある事業でございまして、今後できる限り実績との乖離が生じないよう努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

それから、2点目の進行状況でございまして、先ほど申しましたように今年度3万4,500トンの9割ぐらいという状況でございまして、ただ、1日当たりの処理量は、大体200トンぐらい撤去できるというような見込みが立っております。そうすれば、年間200日ぐらいの稼働で4万トンぐらいの撤去が見込めますので、特措法の期限内の平成24年度より前の平成22年度までの全量撤去の見通しは出てきているのではないかとこのように考えているところでございます。

それからあと、地域の住民との状況でございまして、地域の住民の皆さん方にはホームページを通じて撤去の状況をお知らせしたり、あるいは地元の振興局で県境だよりというのを毎月発行してお示ししたり、それから年に数回住民説明会等を開いております。そういった中でいろいろ情報提供に努めておりまして、現時点では住民の方々から苦情といったことはございませんが、今後ともそういった情報提供に努めながら事業を進めてまいりたいというふうに思っております。

○工藤大輔委員 まず、3万4,500トンから3万トンになっても平成22年度までには全量撤去可能だということで、ぜひ計画どおり進めていただきたいというふうに思います。

また、県内分はよしとしても、青森県の方が大変大きく、またこれはもともと青森県との

関係がしっかりいっていなかったというか、向こう側の大きなミスもあったと思います。そういった中で撤去に当たって、また原状回復に当たって、岩手県の方は、まず、いいのでしょうか、青森県の方との連携も含めてどのようになっているのかどうか。

また、先般、秋田県の土壌洗浄をする会社を視察してきたのですが、岩手県の方からは微量というか若干の、これは試験的なのかどうかよくわかりませんが、委託されて一部やりました。ただ、その後は特に土壌洗浄という話は正式に受けていないということもあったのですけれども、原状復帰に当たって、その土壌洗浄等を今後どのようにやっていこうとするのか、それをお示してください。

○滝川産廃対策室長 青森県との関係で、御承知のとおり、現場は一般的に見れば一体でして、その間にたまたま県境の線が引かれてあったという状況です。

現場の回復に当たりましては、御指摘のとおり、当初まとめて一体でやるべきという議論もあったわけですが、いろいろとその間の経緯等もあり、それぞれ状況が違うということで、それぞれの県で独自に計画を立てて国の支援を得ながら撤去すると。ただ、実際に現場をやるときは車が錯綜したり現場で譲り合ったり、連絡をとりながらやらなければならないということで、現場で定期的に打ち合わせ会議を持ちながら、現場がスムーズにいくように非常に努力をしております、これはうまくいってございます。

今お話がありました土壌につきましては、新年度予算にも一部計上してございますが、具体的に我が県の現場の土壌汚染をどうやったら一番効率的にうまくやれるかという試験をやる予定でございます。今お話があったさまざまなコンサルタントや調査会社等のアイデアも得ながら、最も適当な方法を選択していこうというふうに考えてございます。

なお、現場の土壌につきましては、廃棄物の撤去は平成 22 年度までですけれども、平成 24 年度までかかる可能性はございます。最終的な原状回復の期限が平成 24 年度ということで、私ども目標を置いてやっておりますので、それには十分間に合わせるということで取り組んでまいりたいと思っております。

○工藤大輔委員 最後に確認ですけれども、その土壌洗浄の件ですが、これは来年度予算に計上しているということは、まだ試験的なものなのか、あるいは正式にその手法等を決めた中でやっていこうとするのか、その点についてお答え願います。

○滝川産廃対策室長 来年度どういう方法が適当かという試験的なものを行うというふうに考えております。

○飯澤匡委員長 ほかにありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○飯澤匡委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○飯澤匡委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり。)

○飯澤匡委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって環境生活部関係の議案の審査を終わります。

この際、ほかにありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○飯澤匡委員長 ほかになければ、これをもって環境生活部関係の審査を終わります。

環境生活部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、保健福祉部関係の議案の審査を行います。

議案第 64 号平成 17 年度岩手県一般会計補正予算(第 7 号)中、第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 3 款民生費及び第 4 款衛生費のうち、保健福祉部関係、第 2 条第 2 表繰越明許費中、第 3 款民生費並びに議案第 65 号平成 17 年度岩手県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第 1 号)、以上 2 件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○藤原保健福祉企画室長 保健福祉部関係の平成 17 年度 2 月補正予算について御説明申し上げます。

まず、議案第 64 号平成 17 年度岩手県一般会計補正予算についてでございます。お手元の議案(その 3)の 5 ページをお開き願います。御審議いただきます補正予算は、3 款民生費 9 億 4,980 万円の減額のうち、2 項県民生活費を除く 9 億 1,543 万 8,000 円の減額と、6 ページにまいりまして 4 款衛生費 12 億 3,343 万 3,000 円の減額のうち、2 項環境衛生費の一部を除く 2 億 6,451 万 2,000 円の増額であり、合わせて 6 億 5,092 万 6,000 円の減額補正でございます。今回の補正は、国庫支出金等の確定等、事業費の確定に伴う整理が主なものでございます。以下、各項目ごとに主な内容を御説明申し上げますが、便宜予算に関する説明書により御説明させていただきます。

お手元の予算に関する説明書の 93 ページをお開き願います。3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費 9,179 万円の増額の主なものは、岩手県社会福祉事業団運営費補助で人件費、退職手当でございますが、所要額が当初見込みを上回ったこと等によるものでございます。

94 ページにまいりまして、2 目身体障害者福祉費 1 億 601 万 5,000 円の減額の主なものは、身体障害者保護費で、市町村合併に伴う町村分の負担金分減というものでございます。

95 ページにまいりまして、3 目知的障害者福祉費 1 億 3,368 万 9,000 円の減額の主なものは、知的障害者更生援護費で、所要額が当初の見込みを下回ったこと等によるものであります。

97 ページにかけましての 4 目老人福祉費 10 億 415 万 5,000 円の減額の主なものは、老人福祉施設整備費で、国庫補助金が交付金化され配分額が確定したことなどに伴う減額補正

でございます。5目遺家族等援護費180万円の減額の主なものは、戦傷病者戦没者遺家族等援護費で、国庫補助金の確定などによるものであります。

98ページにまいりまして、6目国民健康保険指導費3億1,520万5,000円の増額の主なものは、国民健康保険事業安定化推進費で、国民健康保険税の軽減適用が当初の見込みを上回ったことなどによるものでございます。7目婦人保護費854万4,000円の減額の主なものは、婦人保護施設入所保護費で、入所者数の見込み減及び国庫負担金単価の改定などによるものであります。

99ページにまいりまして、8目社会福祉施設費7,267万8,000円の増額の主なものは、中山の園管理運営費で、人件費等の管理委託料の所要額の補正でございます。9目老人福祉施設費783万6,000円の増額は、県立松寿荘のアスベスト除去工事に要する経費等を補正しようとするものでございます。

少しページを飛んでいただきまして、102ページをお開き願います。3項児童福祉費、1目児童福祉総務費2億7,170万7,000円の増額の主なものは、児童福祉施設整備費及び乳幼児、妊産婦医療助成費で、国の補正予算確定による知的障害児施設整備費の増、乳幼児医療費の給付見込み増によるものでございます。

103ページにまいりまして、2目児童措置費1,009万2,000円の減額の主なものは、児童手当市町村支給費負担金で、支給対象児童数が当初見込みを下回ったことによるものでございます。3目母子福祉費798万9,000円の減額の主なものは、児童扶養手当支給事業費で、市町村合併に伴う町村分の所要額減によるものであります。

104ページにまいりまして、4目児童福祉施設費1,564万6,000円の減額は、都南の園管理運営費など、児童福祉施設の管理運営に要する経費を補正しようとするものであります。

105ページにまいりまして、4項生活保護費、1目生活保護総務費1,345万7,000円の減額の主なものは、生活保護給付事務費で、国庫補助金の確定等によるものであります。次の2目扶助費8億7,762万円の減額の主なものは、生活保護扶助費で、市町村合併に伴う町村分の所要額減というものでございます。

106ページにまいりまして、3目生活保護施設費5億873万5,000円の増額の主なものは、松山荘施設整備費で、国の補正予算確定に伴い18年度予定の事業費を17年度に前倒しで計上するものでございます。

107ページにまいりまして、5項災害救助費、1目救助費438万2,000円の減額は、災害援護資金貸付金の貸付実績がなかったことなどによるものでございます。

108ページにまいりまして、4款衛生費、1項公衆衛生費、1目公衆衛生総務費1億4,718万7,000円の減額の主なものは、母子保健対策費で、国庫補助の確定や小児慢性特定疾患治療研究事業及び特定不妊治療費助成事業等において、所要額が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

109ページにかけましての2目結核対策費2,947万円の減額の主なものは、結核健康診断、予防接種及び結核医療費で、所要額が当初の見込みを下回ったことによるものでござい

ます。3目予防費5,128万8,000円の減額の主なものは、特定疾患対策費で、所要額が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

110 ページにまいりまして、4目精神保健費8,169万6,000円の減額の主なものは、精神障害者社会復帰施設運営費補助で、通所授産施設の相互利用実績や国庫補助単価の改正等によるものでございます。

111 ページにかけましての5目老人保健費5億4,026万9,000円の増額の主なものは、老人保健対策費で、老人保健法に基づく医療費負担金等の所要額を補正しようとするものでございます。6目環境保健研究センター費21万2,000円の減額は、環境保健研究センターの管理運営及び試験研究に要する経費を補正しようとするものでございます。

113 ページにまいりまして、2項環境衛生費、2目食品衛生指導費1,766万2,000円の減額の主なものは、牛海綿状脳症対策費で、牛海綿状脳症、BSEでございますが、このスクリーニング検査キットの購入に伴い、所要額を補正するものでございます。

少しページを飛んで、116 ページをお開き願います。3項保健所費、1目保健所費1,081万円の減額の主なものは、管理運営費で、保健所の管理運営に要する経費について所要額の補正をするものでございます。

117 ページにまいりまして、4項医薬費、1目医薬総務費1,003万8,000円の減額の主なものは、管理運営費で、衛生関係に従事する職員の人件費、事務費、管理運営に要する経費について所要額の補正をするものでございます。

119 ページにかけましての2目医務費1億3,006万4,000円の増額の主なものは、いわてリハビリテーションセンター管理運営費で、所要額が当初の見込みを上回ったことや、医療人材育成支援の観点から、岩手医科大学の薬学部新設等について助成する医療人材育成支援事業費補助を新たに予算措置しようとするものでございます。3目保健師等指導管理費5,692万4,000円の減額の主なものは、看護師勤務環境改善施設整備費補助で、整備事業が国庫補助採択されなかったことなどによるものでございます。

120 ページにかけましての4目薬務費53万4,000円の減額の主なものは、麻薬、覚せい剤等取締費で、所要額の確定に伴う補正でございます。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。再びお手元の議案(その3)の9ページをお開き願います。第2表繰越明許費の表中、当部の関係は3款民生費11億7,137万6,000円でございます。繰越事業は、3款民生費、1項社会福祉費の知的障害者援護施設整備費補助2,696万円、特別養護老人ホーム施設整備費補助2億8,861万8,000円、中山の園管理運営794万5,000円、やさわの園管理運営346万4,000円、松寿荘管理運営772万5,000円。3項児童福祉費の知的障害児施設整備費補助1億8,106万4,000円と、4項生活保護費の松山荘整備費6億5,560万円でございます。繰り越しする理由は、いずれも関係機関との協議、調整等に不測の日数を要したため、年度内の工事完了が困難になったことによるものでございます。

次に、議案第65号平成17年度岩手県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算について御説

明申し上げます。議案（その3）の22ページをお開き願います。23ページにかけましての母子寡婦福祉資金特別会計の歳入歳出予算の補正額は、それぞれ4,690万2,000円の増額であり、補正後は4億6,756万1,000円となります。以下、各項目ごとに内容を御説明申し上げますが、便宜予算に関する説明書により説明させていただきます。

再びお手元の予算に関する説明書の230ページをお開き願います。231ページにいきまして、歳入、2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金4,739万9,000円の増額は、前年度の母子寡婦福祉資金特別会計からの繰越金の確定によるものでございます。

232ページにまいりまして、3款諸収入、1項貸付金元利収入、1目貸付金元利収入53万8,000円の減額は、貸付償還元金等が見込みを下回ったことによるものでございます。

233ページにまいりまして、2項預金利子、1目預金利子は1万4,000円の増額でございます。

234ページにまいりまして、2目雑入は2万7,000円の増額でございます。

235ページにまいりまして、歳出の1款母子寡婦福祉資金貸付費、1項貸付費、1目母子福祉資金貸付費は4,418万7,000円の増額で、2目寡婦福祉資金貸付費は271万5,000円の増額でございます。

以上で保健福祉部関係の補正予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○飯澤匡委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○佐々木一榮委員 2点お伺いしたいと思います。

社会福祉総務費のうち、社会福祉事業団への運営費補助は2億5,346万5千円ですが、ここ二、三年の運営費補助の金額の推移、それから社会福祉事業団を指定管理者としている施設、現在段階で何施設になったかお知らせいただきたいと思ひますし、今後の運営費補助の見通しについてお伺いしたいと思います。これが第1点です。

それから、老人保健費のうちの医療費負担金は5億8,900万円の増額補正になっておりますが、これも直近3年ぐらいの医療費の負担金の推移、それから今後の退職対象人数を含めて、それから今後の見通しと申しますか、これについておわかりになればお知らせいただきたいと思ひます。

○菊池地域福祉課総括課長 岩手県社会福祉事業団運営費補助でございます。まず、過去の推移でございますけれども、平成12年度は1億8,246万2,000円でございます。平成13年度は2億58万8,000円、平成14年度は2億2,774万4,000円、平成15年度は2億9,271万9,000円、平成16年度は3億2,864万7,000円というような形で推移しているものでございます。

今回の補正の内容でございますけれども、当初、退職者の見込みを2名と予定してございましたけれども、今回の事業団改革の中で退職者が予定を上回りました。24名ほど退職することとなりましたので、その退職金等の分といたしまして予算措置をお願いするものでございます。

それから、社会福祉事業団におきます指定管理者の動向でございますけれども、社会福祉事業団の方で入所型施設、これにつきましては現在改築工事中の宮古の松山荘、ここで指定管理者制度を導入することとしております。それから、利用型施設におきましては子どもの森と、それから社会福祉研修所となっております。なお、今まで社会福祉事業団に管理を委託しておりました大船渡の福祉の里、これにつきましては地元の社会福祉法人大洋会を今回指定管理者として指定することになったものでございます。

それから、今後の岩手県社会福祉事業団運営費補助の見通しでございます。これにつきましては、平成 17 年度までは基本的に管理委託ということで委託料がございました。そして、それと別にこういう形で大体 3 億円とかそういう形で別に補助が出たわけでございますけれども、平成 18 年度以降は事業団の施設につきましては御案内のとおり自主的に運営をしていただくというふうになります。したがって、入所型施設につきましては管理委託料というものはなくなります。そのかわり事業団に対しましては、前々から議会で御説明しておりますが、これから事業団が自立していく上では、特に入所者の方々の処遇についても低下させないためにも、一定程度期間、おおむね 10 年程度は県の方で予算措置を、支援していかねばいけないということがございまして、平成 18 年度当初予算におきましては委託料というものはなくなります。指定管理者制度を導入し、今までの委託料はなくなりますけれども、そのかわりに事業団の運営費補助と、いわば自立化支援のための補助金、そういうものが大幅にふえると。ただ、総体といたしましては、今まで事業団に出しておりました額よりも大幅に減るというものでございます。

○小田島長寿社会課総括課長 老人保健対策費のうちの医療費負担、これについてのお尋ねでございますが、まず過去の負担額の推移ということでございました。ここ 3 年ほど見ますと、平成 14 年度は県負担額で約 71 億円ほどでございます。それから、平成 15 年度が 75 億円、平成 16 年度が 84 億円、今回が 90 億円ということでふえております。

この要因といたしましては、公費負担率が年々少しずつふえておりまして、割合がふえております。これが平成 18 年の 10 月までふえるということで、その時点で県の負担率が 12 分の 1 になります。そこまで漸次ふえていくということでございます。

今後の見通しでございますが、これは今国の方で医療制度改革が議論になっておりまして、独立の高齢者の医療制度を設けるということが議論になっておりますので、それで枠組みが変わるということで、今度保険者の負担額に 1 割を導入ということを考えておりますので、そういうものの中で議論されるということで注視してまいりたいというふうに考えています。

○佐々木一榮委員 対象者の人数はわかるか。人数。

○小田島長寿社会課総括課長 受給者の人数については、約 21 万人ほどでございます。

○藤原泰次郎委員 1 つだけ伺いますが、アスベストの関係でそれぞれ松寿荘とか、あるいはまた 119 ページにあります医療費の関係もあるわけでございます。この所管としては、もちろんこの当部の関係についてはそれ以外にもこういう問題があるのかどうかとい

うことが第1点です。

それから、例えば施設については県土整備部とか、あるいは教育委員会などで、さまざまな施設があるわけですが、そういったようななかかわりの中でアスベストの関係の問題になると、あるいはそういったことの把握というのは各部ではもちろんやっているとは思いますが、当部において全部そういったようなものを集約して把握されているのか、そのシステムの関係をちょっとお伺いしたいのですが。

○福田企画担当課長 吹きつけアスベストの関係につきましては、県庁全体の所管が環境生活部ということになってございまして、私ども保健福祉部におきましては、社会福祉施設と医療施設の2つの分野を所掌しているものでございます。

○小田島峰雄委員 1点だけお尋ねをしたいと思います。

119ページに医療人材育成支援事業費補助というものがあります。今回新たに予算化されたという御説明でございました。この事業主体なり、あるいは事業の内容についてお示しをいただきたいと思えます。補助率が定額になっておりますけれども、その根拠と申しますか、何に着目されてこの6,200万円になったのか教えていただければと思えます。

○福田企画担当課長 この事業は、岩手医科大学が平成19年4月に矢巾町に薬学部の開設と教養部の移転をすることにつきまして助成しようとするものでございます。総事業費は166億円ほどかかると伺っているところでございますが、補助対象額の積算につきましては、工事費が大体92億円ぐらいかかると言われておりまして、そのうちリサイクル費用などの経費を除いた83億円を補助対象といたしまして、研究棟ですとか講義、実習棟など、たくさんの施設群があるわけですが、研究棟部分を産、学、官関係の経費として、それ以外の講義、実習棟などを医療人材育成関係経費として面積で案分いたしまして、補助率については過去の私立大学の施設整備補助金における補助率、これは10分の1でございまして、これを準用して積算をさせていただくというものでございます。

今回保健福祉部が2月補正として要求をさせていただいているのは、平成17年度の工事の割合に応じて1割程度ということでございますので、その分を計上させていただいておるといことでありますし、先ほど申し上げた研究棟部分の産、学、官関係経費としては商工労働観光部の分において計上させていただいているという関係になってございます。

○飯澤匡委員長 ほかにありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○飯澤匡委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○飯澤匡委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり。)

○飯澤匡委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって保健福祉部関係の議案の審査を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

○平野ユキ子委員 病児保育についてお伺いしたいと思いますが、事前通告もしてありませんので、詳しい内容ですとか、そういったことは、まだ後ほど常任委員会もございまして、そのときに向けて提言を1つだけさせていただきたいと思います。

病児保育といいますのは、保育の中でも谷間と言われている部分で、岩手県の現状を見ますとどうも不完全といいますか、万全ではないと思われる部分があります。実は働く女性にとりまして病児保育というのはすごく大事な部分で、いきなり子供が熱を出すとか、風邪を引いたとか、何でもとにかく病気になりますと今まで預けていた保育園に預けられなくなるとか、そういったことがありまして、職場に復帰する上で非常に障害となり、また働く女性にとってもためらいのもとになったりしているわけです。

また、看護師さんや女医さんは24時間勤務ですので、24時間体制の病児保育を実は求められているところで、私も今あちこち聞いて回っているところです。国でも重要視しているようで補助も実は出ていますけれども、その補助のあり方にも問題がある、そのように認識されております。ですから、なかなか補助を受けようと思っても実は断ったりしなければならぬような場合もあり、そういった現状をかんがみまして、岩手県としましてこれから病児保育をどのように考えるのか。これは予算にかかわることですので、今すぐというわけではないのですが、この間女医さんの保育を支援する研究会というのですか、委員会ですか、これが立ち上がりまして、そういった形で病児保育についても考えていただけないでしょうかというこういう提案をいたしたいと思います。

申しあげましたように、ここで回答をということではございませんので、常任委員会などがございまして・・・。

(「見解をもらった方がいい。」と呼ぶ者あり。)

○平野ユキ子委員 そうですね、御見解を求めます。

○赤羽保健福祉部長 病児保育については、実際のところ国の制度もないのです。病後児保育という名称になっているはずでございまして。病気の期間中は、やはり基本的に親なり医療機関なりに見ていただくということではないかなと思っています。

その病後児保育、病気が治った後どうするかということがいろんな課題にはなっていると思っております。県としても病後児保育を広めるということについては、これまでもいろいろな努力を行ってきておまして、現在県内5カ所で行われているはずでございまして。ただ、委員からお話がありましたようにクリアしなければならない補助の条件、要件なんかもありますので、その辺についてどうしていくのかということ国に要望するときにはしなければならぬかと思っております。

それから、先ほど女医さんなり看護師さんのお話もございました。特に今女性医師の就労

継続、医師としてのお仕事の継続とか、あるいは、一回、育児のためにリタイアされた方の職場復帰をどういうふうにして支えるかということについて、当初予算にも計上させていただいております。ただ、その中では、まだ病後児保育といったところまでは実は視野を広げておりません。まず、これまで県医師会の女性部会の中での御検討を通して御提案をいただいたことについて、お仕事を続けていただくとか、あるいは就労復帰できるといったことに重点を置いた取り組みを進めていきたいなというふうに今のところは考えております。

今御提言いただいた内容については、また少し勉強させていただいて、3月16日でございますでしょうか、そのときの常任委員会でいろいろとお話をさせていただければなと考えております。

○平野ユキ子委員 ありがとうございます。確かに病後児保育という、正式名称はそうなのですけども、その中身を見ますと病気が治った後というよりは回復期にあるお子さんを含むという、何か非常に表現があいまいで、どのようにとったらいいのかなという部分がありまして、それで広がっていかないというか、そういうものが要するにまだ確定していない状況なのですね。ですから、そういった現状も踏まえて、医師不足のための女医さん優遇という形や考え方が整ってきつつありますので、その医師不足解消のためにはぜひ必要なシステムではないかと思っております。

前向きな答弁をいただいていると受けとめますので、この次の常任委員会でお待ちしております。ありがとうございました。

○高橋比奈子委員 3点あるので、前向きな答弁で検討しますという答えでお願いしたいと思えます。

1つ目は、母子寡婦に対してのいろいろな予算が国から出た場合に、県がそれと連動していないので使えないという要望を団体からいただきました。その点をぜひ母子福祉協会などと連携をとって、どういう形でうまく使えるのかということをお検討していただきたいという点が1点。

それから、県内の小中学校の障害児の受け入れなのですが、トイレとか、校舎の改造とか、人員配置とか、ユニバーサルデザインというのは非常に大事なのですが、これが行われていなくても上田中学校などでは車いすの児童さんを受け入れていた例もあるのです。生徒さんたちが2階まで車いすを運んであげたりとか、そういう事例がありますので、ぜひ教育委員会と連携をとられて、要望のあった学校で対応していただきたいと。校舎のユニバーサルデザインも大事ですが、児童の心のユニバーサルデザインという形で、これはまた世の中へ出たときにすべての面でいいことが起こると思っております。

あと、今のハートビル法などに合致しなくても、例えば車いすの方が入れるぐらいの、それぐらいの入り口があればいい、段差がちょっと斜めでうまく入れればいいのか、扉が中開きではなく外開きだったらいいというような、そういう最低限のちょっとした改装だけでもいろいろ対応できる部分があると思うので、がちがちのこれがベストという状況ではなくても、ぜひ受け入れについてしっかり連携していただきたいということが2点。

それから、先日の委員会調査でプロップ・ステーションを見させていただきました。非常にいい取り組みだと、これは県の皆さんの御協力でチャレンジドフォーラムなども開いておりますので、大変感謝をされたところです。今度の改正障害者の雇用法を受けまして、これによって県は2%ぐらいの雇用率があるようなのですが、市町村の雇用率が低いんですね。ここをしっかりと連携しながら、今回の改定法には在宅の就業障害者に対する支援というのが出てきていますので、半分以上の企業が法定雇用率を今満たしていないところで、ぜひこういう方法もお勧めいただきながら進めていただきたいと思います。

あわせて、今度の障害者自立支援法によってプロップ・ステーションのようなところをどんどんつくっていくようなサポートもしていただきたいというふうに思っております。やはり、先に立つ方というのが非常に大事ななとも思うのですが、今回の障害者自立支援法に関しての県の皆さんのサポート、各施設に対するサポートが非常にいいということで、私も説明を受けた方から説明を受けましたが、とてもよくわかったのです。ぜひそういうことを続けていただきながら、こういうプロップ・ステーションのようなところが、ぜひやりたいというところを見つけていただきながら、障害を持った方が在宅で雇用していただけるというシステムをつくっていただけるよう前向きに進んでいただきたいと思います。

3点、ぜひ前向きに取り組めますという答弁だけでいいですので、よろしくお願いします。

○古内児童家庭課総括課長　まず最初に、母子寡婦対策の関係だと思えますけれども、これについては岩手県に母子寡婦福祉協会という団体がございまして、長い歴史を持っている団体でございます。国でいろいろ事業化したものにつきましては、これまでも県の方で最大限それに取り組んできたところでございますけれども、一部例えば、これは昨年度でございますけれども、高等技能訓練促進事業という、これは養成期間が2年以上のカリキュラムを受けた場合に後半3分の1のところ例えば看護師になりたいですとか、保育士になりたいとか、そういった希望を持たれている母子家庭のお母さんもいらっしゃるわけですが、そういった資格を取るためには相当の教育期間が必要になってくる。そうした場合には、その資格を取るためにやっぱりある一定期間生活費等を助成しようという、そういう事業がございまして、これは岩手県でそういったカリキュラムをとろうとする母子家庭の方々のニーズがなかなか見えなかったということがありまして、1年ほど事業開始がおくれた事実がございまして、そのほかの関係については厳しい予算の関係もあって、なかなか団体の方の要望に沿ったような形にいかない部分がございますけれども、これまで協力、連携して取り組んでまいりましたので、今後とも団体とは綿密な連携のもとにやってまいりたいというふうに考えております。

○福田企画担当課長　障害児を小中学校に受け入れるための施設設備の改善というお話でございましたけれども、本県ではひとにやさしいまちづくり条例を平成7年に制定し、これは全国9番目ということだったのでございますけれども、いろいろやっているわけですが、全庁的にそういう関連する施策を私ども所管のもとに、全庁の事業を円滑に推進していくための推進会議というのを設置しております。当然教育委員会サイドの事業もその中でいろいろ協

議をさせていただきますので、そういった場などを通じて教育委員会とも連携をとって、そういうことが1つでも実現に向くように協議していきたいと思います。

もう一つだけ、恐れ入ります。総合学習の時間を割いて、ユニバーサルデザインの考え方を小さい子供たちのうちからきちんと身につけさせるために、それを指導する教員向けの手引書を昨年こしらえまして、全小中学校の総合学習の時間に、そういうユニバーサルデザインの考え方の普及を教育委員会と連携してやらせていただいているというようなこともございますので、御紹介させていただきます。

○高橋障害保健福祉課総括課長 障害者自立支援法に関連いたしまして、障害者の雇用等についての御意見がございました。

まさにそのとおりでございます、私どもの方としましても国の今回の法律改正のポイントの大きな柱立ての1つの中に障害者がもっと働ける社会をつくっていこうということがございます。実際、現在岩手県の施設でもそうですけれども、入っている方々から就労に移行されている方々がわずか1%という状況でございますので、基盤整備、受け入れ整備をきちんと進めながら対応をしてみたい。私どもだけではなくて、関係部あるいは関係機関と十分連携しながら対応していきたいというふうに考えてございます。

それから、プロップ・ステーションの関係でございますが、私どもの方としましても県庁9階に作業所あるいは授産施設等々の物品販売を現在昨年度から実施しておりました。さらに、盛岡合同庁舎でもやりました。次年度につきましては、もう少し拡大していきたいというふうに考えておまして、大事なのはマッチング機関できちんと受け入れて、そういう支援をしていくことだなというふうに考えてございまして、さらにそういうふうな取り組みを進めていきたいというふうに考えおります。

○赤羽保健福祉部長 マッチング機関をつくったという話をしなければ。

○高橋障害保健福祉課総括課長 実は初めて関係者で一度集まりまして、そういう物品販売だけではなくて役務も提供できるような仕組みで、少しでもチャレンジドの方々の賃金といたしますか、安いのですけれども、少しでも向上させたいというような考え方があります。

○赤羽保健福祉部長 授産施設関係者あるいは施設関係者、あるいはそれを支援しているいろんな人たちと連携しまして、去年NPOを立ち上げていただきました、マッチング機関ということで。太田の園の施設長さんが一生懸命になってやっていたのですが、そうしたマッチング機関を通じて、繰り返しになりますが、仕事をやれる人、あるいは物品を売れる人、それから買いたい人との間のマッチングをしようということやってきております。

例えば先ほどお話がありましたように県庁での物品販売をやるとか、それからあとは今障害保健福祉課で予算の関係もありますが、障害者自立支援法のリーフレットの発送請負、折り畳んだり封筒に入れたりということがありますが、そういったことを障害がある方たちの授産施設にお願いしてやっていただけないだろうかといったような取り組みをしております。そういったこともマッチング機関を通してやっております。

あとやったのは、中津川のダムがありますが、綱取ダムの流木の後片づけをやっています。そういった障害のある人たちに取り組んでいただけるような仕事を行政あるいは民間企業も一緒になりながら出していかなければならないのではないかなと思っております。そこは、プロップ・ステーションの竹中ナミさんに、私が課長をしていた時代に非常に言われた、教示を受けたところでございます。

仕事出しをしていくということがすごく大事だと思います。そのためにマッチング機関というのを十分に活用していきたいなと思っております。一生懸命やらせていただいております。

○高橋比奈子委員 大変前向きな御答弁と取り組みの御紹介ありがとうございました。

今のこの障害者自立支援法に関しましては、障害者自立支援法だけちょっとひとり歩きしていて、改正障害者の雇用法がセットで出ていないという部分をちょっと心配しておりました。同じ骨髄損傷でもどこからの損傷かによって、同じ級を持っていても働ける人と働けない人が出てくるとか、本当にさまざまな部分があると思うのです。働けない方は手厚く、だけど働きたいという意欲を持っている人が働けるという障害者からの要望がこれに出ているということをしっかりお伝えしていかないと間違っただけで、結局お金を取るようになってしまうという部分だけしかひとり歩きしないところを非常に私は不安に思っております。その部分をよくわかっている方と批判する方に非常に分かれるなということをとっても心配しておりますので、ぜひ障害者の方が納税者になりたいというチャレンジの皆さんの思いを今のような形でお伝えしていただきながら、雇用の場を拡大するような御努力を各市町村とも連携してやっていただきたいということを要望して、お答えはいいです。よろしく申し上げます。

○木戸口英司委員 先ほどの小田島峰雄委員の質問に関連してもよろしかったのですが、岩手医大の工事の件につきまして。

それで、ちょっと早いのかもかもしれませんが、平成19年4月に、まずこれは1期分ということで理解をしておりますが、その本体の移転ということになってきますけれども、今どういう現状、県との協議といいますか、進捗がはいはどのようになっているか。

そして、もちろんさらに、あるいは1期よりも大きな工事ということが想定されるのではないかなと思うのですけれども、今回の県の補助という部分がひとつこういう形で進んでいくものか。医大側との協議ということ、交渉という部分もあるのかもかもしれません。今明かせられない部分があるのかもかもしれませんが、現状と、またそのあたりの見直しをお聞きしたいと思います。

それと、今地元、その土地の用途変更の問題で、何か少しぶつかっている部分がある、ちょっと私も不確かなのですけれども、そういった問題もあるように聞いておるのですが、その辺の現状もお聞かせいただければと思うのですが、お願いします。

○福田企画担当課長 岩手医大の移転の支援につきましては、保健福祉企画室が県庁全体では窓口をさせていただいているということでありまして、これまで個別案件の対応とい

うことで、移転事業に関する法令とか基準などの御相談を受けてきたと。それから、環境サイドでは環境アセスメントが先にやられますので、それらをやって文部科学省とのやりとりがあってゴーサインが出たので、今回整備が始まっているということでございます。平成17年度から24年度までを第1次、平成25年度以降が病院本体の移転ということになっているようでございますが、医大の理事会ではそこまでが決まっておって、内々には病院の機能の部分については矢巾町に800床持っていくとか、現在地に250床残すとか、どうしたらいいのかとかというのはまだグレーなゾーンで、これから詰まっていく話だろうと思います。

それから、土地の問題でどうのこうのというのは、3カ所区分でA、B、Cと区分があるのですが、AとBの土地はもう買ったのだけれども、Cの分がまだ買っていないのですが、その部分は今御指摘があるような開発行為上の問題が少し残っておって未取得という状況があるようでございます。いずれ平成17年から24年までの第1次事業をきちんとし遂げるといふことに全力投球だというのが今の医大側のお話のようでございます。

○木戸口英司委員 済みません、ではちょっとその点を確認させていただきます。その取得を早期にということでしたのですが、そういうことではないと。まずは、そこは用途変更、いろいろその時期もあるのだと思います。いずれその時期を見ながらという現状認識でよろしいのでしょうか。

○福田企画担当課長 岩手医大の経営の中身なものですから、よくわからないところもありますが、仄聞するところによるとA、Bの土地は既に取得したけれども、Cの土地が残っているので、そこはやっぱり虫食いになる前に早目に取得すべきではないのかという話になっているようでございまして、建て方の話とそのCの土地の取得の話は並行して進んでいくことになるのかなという感触を持っております。

○高橋博之委員 2点お尋ねします。

まず第1に、障害者自立支援法案についてであります。2点目が産婦人科、産科医不足にかかわる助産師さんの活用の問題であります。

まず1点目ですが、障害者自立支援法案が4月から始まります。この障害者自立支援法案、私は応益負担と、それから就労支援というのは2つで1つだというふうに思っているのですが、先ほど来話に出ていますように、やはり私は今回は勇み足で、障害者が働ける環境が整備される前に負担だけふえていくということで4月からスタートすることになったわけですが、これは始まるものは仕方ありませんから、これに対してどう対応していくかということこれから考えていかなければならないと思います。

増田知事は今回の演述の中でもおっしゃっていましたが、これから岩手県は小泉構造改革とは一線を画し、北欧型の福祉社会にヒントを得て社会的弱者にしっかりとセーフティネットを張っていく、そういう県をつくっていくのだというふうにお話をしていました。その意味でも今回の障害者自立支援法案、4月からスタートするわけですが、小泉構造改革と一線を画すという意味でも、岩手県はやはり横浜市などでも減免措置をしております。

すから、減免措置あるいは所得保障なども含めて何か対策を講じていかなければいけないのではないだろうかというふうに私は思っておりますが、その点に関しての見解をお聞かせ願いたいと思います。

2点目であります。助産師さんの活用であります。岩手県は、全国の中でも最も助産師の活用について積極的であるというふうな報道がされておりますが、産科医が今足りません。私は花巻の選出なのですが、花巻でも大変に危機的な状況になっております。この産科医の問題なのですが、私は基本的に構造的な問題だと思っております。研修医制度の変更によりまして産科医がどんどん、どんどん大病院に引き揚げていったと。どうやって産科医をふやしていくかという話なのですが、産科医自体がどんどん、どんどん減っているという中で、岩手の中で産科医を確保していくには、やはり構造的な問題なので、これまでの発想の延長線上で考えても産科医の不足を解消できないと思いますから、助産師さん、昔で言う産婆さんですけれども、助産師さんの活用の道筋というものをやはりつけていかなければいけないのではないかと私は思っております。

それで、助産師さん、そもそも子供を産ませる資格を持っておるのですが、今技術がなかなか追いついていないということで、やはり助産師さんを活用するにしても再教育が必要だというふうに聞いております。その再教育についても含めまして、これから助産師さんの活用を含めまして、どういうふうに産科医不足に道筋をつけていくのか、御見解をお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○高橋障害保健福祉課総括課長 1点目の障害者自立支援法に関します考え方についてでございます。私どもの考え方としましては、まさに今これから始まろうということで、現在手続中でございます。その中で制度の周知に努めてございます。この制度の中で利用者の負担の軽減あるいは上限額の設定、それから高額障害福祉サービス、あるいは法人減免等々の制度もございます。そういったものを優先的に整備させ、あるいは御理解をいただきながら、そういう制度の手続を知っていただきたいということで、今周知に努めてございます。

そして、軽減策についてでございますけれども、現時点におきましては、当面独自の対策としての軽減策といったものは県としては考えないで、そういう制度周知に努めていきたいというふうに考えております。

○福島医療国保課総括課長 産科医不足と、それから助産師の活用という点でございます。

花巻のお話をちょっと冒頭に申し上げますと、開業医2名おられた中のお一人が御高齢でお亡くなりになって、その後医師会、産科医会、地元、市、関係者一丸となって、何とか4月から新たな産科医が開業するという見通しが今できつつあるというところでございます。いずれにしても、地方においてできること、なかなか幅が狭いのでありますけれども、おっしゃるとおり構造的な問題でございますので、その中であつても地方としてできることは何でもまずやってみようというふうなことでございます。

その中の1つが御質問にございました助産師の活用でございます。その活用の1つとして産科医療対策検討会、これを県医師会、産科医会、助産師の方々を交えまして数度にわた

って開催する中で、院内助産施設の方法でありますとか、それからそれを目指しつつも、当面の対応としての助産師外来の取り組みといった方向が出されたものでございます。

このような取り組みを通じて助産師の方々の活躍の場をつくっていきたいと考えているわけですが、1点御紹介申し上げますと、12月時点で県立釜石病院、県立宮古病院、県立久慈病院の3病院でこの検討結果を踏まえて助産師外来をスタートしました。釜石病院については実は試行的に、それをさかのぼること約1年前にスタートしておったということでございます。その利用状況は、釜石病院は期間が長いものですから、受診者数が179人と、かなり多いということでございます。あと、宮古病院、久慈病院についてはスタートして間もないものですから、2月時点で久慈病院は7人、宮古病院は動き出して間もないということでお一人というふうな状況です。受けた方のお話を聞きますと、かなりゆったりした雰囲気の中でさまざまな相談やケアが受けられるということで、御好評をいただいているようでございますので、今後この実施箇所数が少しずつでも拡大するというふうな中で、助産師の方々の活躍の場をしっかりとつくっていきたい、このように考えております。

○高橋博之委員 助産師外来がそのような形で進んでおるということで安心しましたが、院内助産院ですか、産科医不足をどう解消していくかということに焦点を絞ると、やはり、例えば検診は基本的に産科医に任せて、そのほかの健康分娩はすべて助産師さんに任せてしまうと。例えば帝王切開など外科的処置が必要だという場合は、それは産科医さんに任せるとか、そういう形の院内助産院の仕組みというものもぜひ早急に御検討していただきたいと思います。

何しろ少子化が叫ばれている中で子供を産め産めと言っている一方で、子供を産める場所がないというのは本当に私は矛盾だと思っております、その点を含めまして、助産師外来を含めて院内助産院の方も御検討を願いたいと思います。以上です。

○飯澤匡委員長 ほかにありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○飯澤匡委員長 ほかになければ、これをもって保健福祉部関係の審査を終わります。

保健福祉部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、医療局関係の議案の審査を行います。

議案第76号平成17年度岩手県立病院等事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○岩淵医療局次長兼病院改革室長 平成17年度岩手県立病院等事業会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

議案(その3)の48ページをお開き願います。議案第76号平成17年度岩手県立病院等事業会計補正予算(第1号)であります、これは現時点における年間収支の見通しに基づき予算の過不足を調整しようとするものでございます。

まず、第2条の業務の予定量として定めた患者数につきましては、平均在院日数の短縮や

薬剤の長期投与の拡大等により、入院、外来等に減少傾向が続いているため、年間延べ患者数を入院では175万1,000人、外来では316万8,000人と見込むものでございます。

第3条の収益的収入及び支出と、次の49ページの第4条資本的収入及び支出につきましては、後ほど予算に関する説明書により御説明申し上げます。

50ページにまいりまして、第5条の債務負担行為、第6条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費及び第7条のたな卸資産購入限度額につきましては、それぞれ建設改良費並びに給与費、材料費等の補正に伴い、所要の調整を行うものでございます。

それでは、予算に関する説明書の314ページをお開き願います。補正予算の実施計画につきまして御説明申し上げます。初めに、収益的収入及び支出についてでございます。まず、収入でございますが、第1款病院事業収益、第1項医業収益、1目入院収益11億6,100余万円の増額は、入院患者数は減少しているものの、1人1日当たり平均収益が伸びていることに伴う増によるものでございます。2目外来収益2億7,400余万円の増額は、外来患者数は減少しているものの1人1日当たり平均収益が伸びていることに伴う増によるものでございます。第2項医業外収益、5目その他医業外収益2億2,500余万円の増額は、固定資産の売却等に伴う収益の増によるものでございます。第3項特別利益5,400余万円の増額は、中央病院公舎用地の売却に伴うものでございます。

315ページにまいりまして、支出でございますが、第1款病院事業費用、第1項医業費用、1目給与費2億2,100余万円の増額は、臨床研修医の増加に伴う賃金の増等によるものでございます。2目材料費9億4,700余万円の増額は、医療技術の進歩に伴う使用材料の高額化等に伴う診療材料費等の増によるものでございます。3目経費4,800余万円の減額は、委託料及び雑費の減等によるものでございます。第3項特別損失は8,000余万円の増額でございますが、これは磐井及び南光病院の引っ越し及び除却費用の増によるものでございます。この結果、収支は当初予算に対して5億円余り改善し、補正後の純利益は3億5,800余万円と見込むものでございます。

316ページにまいりまして、資本的収入及び支出につきまして御説明申し上げます。まず、収入でございますが、第1款資本的収入、第1項企業債及び第3項負担金の減額は、事業費の減によるものでございます。第4項固定資産売却代金は、公舎用地の売却によるものでございます。

317ページにまいりまして、第5項補助金、第6項投資償還収入は、国庫補助金の確定及び奨学貸付金の償還によるものでございます。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出、第1項建設改良費、1目土地費5億8,800余万円の減額は、緊急用地費等の減によるものでございます。2目建物費25億2,700余万円の減額は、磐井及び南光病院の新築費等の減によるものでございます。

318ページにまいりまして、第5項退職給与金3億9,500余万円は、退職者の増加に伴い退職給与金の支払いが多額に上ると見込まれることから、その負担を翌年度以降に繰り延べるため、新たに計上しようとするものでございます。

なお、319 ページ以降の資金変更計画、給与費明細書等につきましては、ただいま御説明申し上げました予算の補正に伴う変更あるいは補正内容の明細等でございますので、説明を省略させていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○飯澤匡委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○工藤大輔委員 支出の項目の中身についてお伺いしたいのですけれども、医師養成負担金、岩手医科大学に対する負担金ということですが、当初2億円余ですか、計上されていた積算根拠、それとあと今回補正として約8,000万円減額されていますけれども、その中身について、理由についてお伺いします。

○相馬病院改革室医師対策監 根拠でございますけれども、これは岩手医科大学の方に本県枠5人を設けまして、そして5人の必要経費を計上したものでございます。1人4,000万円を少し超える額でございます、その5人分で2億円余と。

それから、今回補正でもって減にいたしましたのは、そういう形で医療局の方で選抜いたしまして岩手医科大学の2次試験を受けていただいたんですけれども、そちらの方で不合格となった方が2名おりまして、その分を減としたものでございます。

○工藤大輔委員 まず、これは先ほど説明があった1人頭4,000万円平均という中で、毎年ずっとそのペースで来ているわけですね。そして、今回たまたまその2名の方がそういった事情があってこういうふうな8,000万円の減となったということで、いずれ来年度以降もこのぐらいの金額は計上していくということでしょうか。

○相馬病院改革室医師対策監 そのとおりでございます。来年度も5名の予算をお願いしておりました。

○佐々木一榮委員 1点だけお伺いします。

325 ページにバランスシートがあるわけですが、例を挙げますと、無形固定資産のところに電話加入権がありますね。実際今の時代からいうと、この電話加入権なんていうのは、本来であればもう償却してしまわなければいけないものだと思うのですが。それから、違うものに出ていると思うのですけれども、企業会計の場合はどういう会計方式になるのか。こういった電話加入権みたいなものですね。どうなっているのでしょうか。

○佐藤管理課総括課長 電話加入権につきましては、これまでも病院が有線電話とか、そちらの方に加入する際の権利という形でずっと持ってきているものでございます。

また、この分につきましては、将来的にはNTTの方で権利をなくしていくような形になっていくという予定があるようでございますので、その際にはこの固定資産についても償却といいますか、そういう形も仮に発生した場合については当然出てくるのではないのかなというふうに考えてございます。

○飯澤匡委員長 ほかにございせんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○飯澤匡委員長 他になければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○飯澤匡委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○飯澤匡委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって医療局関係の議案の審査を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

○藤原泰次郎委員 医療局長を初め、県民の医療サービスには大変御苦勞をおかけしておりますし、一面ではサービスの向上、一面では収支を重視して赤字を出してはならぬということで、その御勞苦に対しては敬意を表するわけです。

各県立病院は、それぞれ改築されたりしておるわけでございます。もちろんできたから、翌年すぐその跡地を処分ということにはこれはならないと思います。処分には今の土地の価格状況からいいますと、なかなか大変な仕事でもあるのではないかとというような心配もしているわけでございます。

ただ、その中で3年なり5年なり、3年ではちょっと無理かもしれませんが、少なくとも5年以上というような長いスパンでの処分というものは考えなければならぬと思いますが、今の処分の関係の状況というのはどのようになっているのか、ちょっと概要だけ、もしおわかりになれば教えていただきたいのですが。

○法貴医療局長 確かに、移転新築すればその分が用地として残ります。今、磐井病院、南光病院、花巻厚生病院、それから久慈病院の跡地ということで、第一義的には市町村とともにその処分を考えるわけですけれども、市町村の財政状況がかなり厳しいという状況で、なかなかうまく処分できないということもありました。県で使うことができないか、あるいはその市町村で使うことができないかということで、今その可能性を探っているところですが、市では中心になってプロジェクトチームなんかつくっていただいているのですけれども、なかなか財政状況もあるということで処分できなくなっています。

いずれにしても、やはり遊休資産になるのは困るので、積極的に処分に向けますが、ようやく久慈病院の跡地の方は来年あたり、あるいは処分できるのではないかなというふうになっています。まだまだ遊休資産ありますので、県もそうですけれども、遊休資産にならないように、ぜひ処分に向けて努力してまいりたいというふうに考えています。

○小野寺研一委員 医師充足といえますか、医師確保の関係でお尋ねをしたいと思います。

平成17年度というのですか、今現状の医師体制が、例えば18年度は減になるかもしれないという、そういうふうなことはないのでしょうか。もしあったとしたら、その対応、間違いなく補充してもらえるか、そういうふうなところを心配するわけですが、その点いかがなんでしょうか。

それから、もう一つ、県立病院の改革で、病棟、そこが休業状態にあるというような、そういうふうなことがあります。例えば自治体というか、そういうふうなところから、病棟という形で使わせてくれませんかとか、そういう相談なんかはないのでしょうか。それを活用したいというふうなことがもしあったとしたならば、医療局としてはどういう対応されていくものなのか。その辺をちょっと、あったならば教えていただきたい。

○法貴医療局長 医師確保については、かなり厳しい状況になっていまして、現体制を維持できるかどうかというぎりぎりのところで調整していますが、かなり厳しい状態です。

というのは、何回もお話ししていますけれども、臨床研修医の義務化に伴って大学の医局の方にお医者さんがいなくなっているということで、大学自体の医局というか、病院の運営とか大学の運営そのものを維持するための要員も必要だということで、なかなか出せないという状況もあると思います。ここ数年は続くのではないかと思っています。いずれあらゆる手だてというか、今までいろんなことで首都圏の方とか、いろんな手だてをとって病院を維持できるように努力していますが、かなり厳しい状態になったわけでございます。現場の院長さんとか、縁故関係なんかも探りながらやっではいるのですけれども、いずれ最大限の努力をしていかなければならないなというふうに考えています。

それから、病棟休止の跡地については、いろいろな御提言がある市町村もありますし、それからこちらで話しかけて検討してくれないかなというふうに頼んでいるのもありますが、具体的には一戸町あたりはこのように使いたいというふうな話も来ているようですので、現場とよく話し合いながら、使えるものなら使っていきたいというふうに考えております。

○小野寺研一委員 今一戸病院の話がじかに出てまいりました。例えば今の一戸病院の現状、この体制がもし崩れるというか、1人減になるという状態になった場合には、やはりなかなか大変なことになるのです。これは、2年前はこのような事態はクリアしてもらいましたけれども、そういうふうなところは他の病院にもあるのだらうと思うのです。地元には心配するぐらいのいろいろな火種がくすぶっておるものですから、その辺がどうなるのかなという不安を患者さん、あるいは町民も含めて皆さん持っておられると。こういうことですので、平成17年度の現状のままで平成18年度もやってもらえるのかなというふうなことをまずお聞きしたいと思っておりましたが、予想としてはどうなるのでしょうか。いや、まず後でいいです。そんなところをお聞きしますので。

○飯澤匡委員長 ほかにありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○飯澤匡委員長 ほかになければ、これをもって医療局関係の審査を終わります。

医療局の皆さんは退席されて結構です。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。